



2024年2月2日

各位

会社名 エム・デー・ビー株式会社
(コード番号 5594 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役社長 下茂 奉文
問合せ先 総務部長 倉田 乾一
TEL 03-5467-7740
URL <https://www.mdb.co.jp>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年2月2日に開催した取締役会において、2024年2月28日開催予定の臨時株主総会（以下、「臨時株主総会」といいます）の議案として、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- 今まで受託してきた地図関連業務につき、その請負範囲を拡大するため測量に関する業務を目的に追加いたします。（変更案第2条）
- 当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査役会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査役会設置会社への移行に必要な、監査役会に関する規定の新設等所要の変更を行います。（変更案第4条、同第5章、同第28条、同第31条、同第32条及び同第33条）
- その他、上記各変更に伴う条数・項数の変更等、所要の変更を行うものであります。
- なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 日程

- 定款変更のための臨時株主総会開催日 2024年2月28日
- 定款変更の効力発生日 2024年2月28日

3. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりでございます。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営む事を目的とする。 (1) 電子計算機のソフトウェア及びハードウェアの開発・販売 (2) 労働者派遣業 (3) 有価証券の所有・保有及び売買並びに穀物・砂糖・ゴム・生糸・絹糸・スフ糸・貴金属などの商品先物取引法に基づく上場商品の先物取引 (4) 飲食店の経営 (5) 電気通信事業法などの規定に基づく電気通信設備サービス (6) 電気通信設備や関連する製品の開発・製造・設立・管理・販売 (7) 情報蓄積と国内で国際的テレコミュニケーションサービスの調査 (8) モバイルコンテンツの作成 (9) 職業紹介事業 (新 設) (10) 前各号に附帯する一切の事業	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営む事を目的とする。 (1) 電子計算機のソフトウェア及びハードウェアの開発・販売 (2) 労働者派遣業 (3) 有価証券の所有・保有及び売買並びに穀物・砂糖・ゴム・生糸・絹糸・スフ糸・貴金属などの商品先物取引法に基づく上場商品の先物取引 (4) 飲食店の経営 (5) 電気通信事業法などの規定に基づく電気通信設備サービス (6) 電気通信設備や関連する製品の開発・製造・設立・管理・販売 (7) 情報蓄積と国内で国際的テレコミュニケーションサービスの調査 (8) モバイルコンテンツの作成 (9) 職業紹介事業 (10) <u>測量業</u> (11) 前各号に附帯する一切の事業
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (新 設)	(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) <u>監査役会</u>
第5条～第27条	第5条～第27条

現行定款	変更案
(条文省略)	(現行どおり)
第5章 監査役	第5章 監査役及び監査役会
(監査役の員数) 第28条 当社の監査役は、 <u>3名以内</u> とする。	(監査役の員数) 第28条 当社の監査役は、 <u>5名以内</u> とする。
第29条～第30条 (条文省略)	第29条～第30条 (現行どおり)
(新 設)	<u>(常勤の監査役)</u> 第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。
(新 設)	<u>(監査役会の招集通知)</u> 第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。
(新 設)	<u>(監査役会規程)</u> 第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。
第31条～第36条 (条文省略)	第34条～第39条 (現行どおり)

以上